

議案第 95 号

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 8 月 31 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表ふれあいの里（やぶっちゃランド・ゆうゆう鯛ヶ瀬）の部健康づくり棟の項を削る。

別表 4 健康づくりセンター使用料金を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。